



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 3 2 8 号 令和 3 年 5 月 2 5 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 6 0	令和 3 年度狩猟免許試験を実施する件	鳥獣対策・ふるさと創造課
3 6 1	狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査を実施する件	同
3 6 2	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
3 6 3	基本測量を終了した旨の通知があった件	用地対策課
3 6 4	公共測量を終了した旨の通知があった件	同
3 6 5	同	同
3 6 6	同	同
3 6 7	同	同

徳島県告示第三百六十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、令和三年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和三年五月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

- 第一回 令和三年七月二十五日（日曜日）午前十時から
- 第二回 令和三年八月二十九日（日曜日）午前十時から
- 第三回 令和三年十月二十四日（日曜日）午前十時から
- 第四回 令和四年一月二十三日（日曜日）午前十時から
- 第五回 令和四年一月三十日（日曜日）午前十時から

二 試験の場所

対 象 者	場 所
徳島県東部農林水産局の所管 区域内に住所を有する者	第一回 徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎 第二回 同 第三回 同 第四回 同 第五回 同
徳島県南部総合県民局の所管 区域内に住所を有する者	第一回 阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎 第二回 同 第三回 同 第四回 同 第五回 同
徳島県西部総合県民局の所管 区域内に住所を有する者	第一回 美馬市穴吹町穴吹安成七三 穴吹農村環境改善センター 第二回 同 第三回 同 第四回 同 第五回 同

三 狩猟免許申請書の提出期間

- 第一回 令和三年六月十四日（月曜日）から同年七月九日（金曜日）まで
- 第二回 令和三年七月十二日（月曜日）から同年八月六日（金曜日）まで
- 第三回 令和三年九月六日（月曜日）から同年十月一日（金曜日）まで
- 第四回及び第五回 令和三年十二月六日（月曜日）から令和四年一月七日（金曜日）まで

四 狩猟免許申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県東部農林水産局

徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部

徳島県告示第三百六十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条の規定による狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査を次のとおり実施する。

令和三年五月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 適性検査の対象者

平成三十年に狩猟免許を受けた者及び狩猟免許の更新を受けた者

二 適性検査の日時及び場所

対象者	日 時	場 所
徳島県東 部農林水 産局の所 管区域内 に住所を 有する者	第一回 令和三年七月十四日（水曜日） 午前十時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第二回 同 十六日（金曜日） 午前十時から	勝浦郡上勝町大字福原字平間四五―二 上勝町福原ふれあいセンター
	第三回 同 十九日（月曜日） 午前十時から	勝浦郡勝浦町大字三湊字古川三―二 勝浦町農村環境改善センター
	第四回 同 二十一日（水曜日） 午前十時から	名西郡神山町下分字今井一二五―三 神山町立下分公民館
	第五回 同 二十六日（月曜日） 午前十時から	小松島市横須町一―一 小松島市役所
	第六回 同 二十八日（水曜日） 午前十時から	吉野川市川島町宮島七三六―一 徳島県吉野川合同庁舎
	第七回 同 三十日（金曜日） 午前十時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第八回 同 八月二日（月曜日） 午前十時から	同
	第九回 同 四日（水曜日） 午前十時から	板野郡上板町七條字経塚四二 上板町農村環境改善センター
	第十回 同 五日（木曜日） 午前十時から	吉野川市川島町宮島七三六―一 徳島県吉野川合同庁舎
	第十一回 同 十日（火曜日） 午前十時から	鳴門市撫養町南浜字東浜一六五―一〇 つずしお会館
	第十二回 同 十二日（木曜日） 午前十時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
徳島県南 部総合県 民局の所 管区域内 に住所を 有する者	第一回 同 七月六日（火曜日） 午前十時から	海部郡海陽町四方原字杉谷七三 阿波海南文化村
	第二回 同 七日（水曜日） 午前十時から	那賀郡那賀町和食郷字南川一〇四―一 那賀町地域交流センター
	第三回 同 八日（木曜日） 午前十時から	同
	第四回 同 九日（金曜日） 午前十時から	海部郡美波町奥河内字弁才天一七―一 徳島県南部総合県民局美波庁舎

徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第五回	同	十一日（日曜日） 午前九時から	阿南市領家町野神三一九
	第六回	同	十八日（日曜日） 午前九時から	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎
	第一回	同	十二日（月曜日） 午後一時三十分から	三好市池田町マチ二四一五
	第二回	同	十三日（火曜日） 午後一時三十分から	徳島県西部総合県民局三好庁舎
	第三回	同	十四日（水曜日） 午後一時三十分から	三好市役所 第二分庁舎
	第四回	同	十六日（金曜日） 午後一時三十分から	同
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	第五回	同	二十日（火曜日） 午後一時三十分から	美馬市脇町猪尻字建神社下南七三
	第六回	同	二十一日（水曜日） 午後一時三十分から	徳島県西部総合県民局美馬庁舎

三

狩猟免許更新申請書の提出期間

この告示の日から各々の適性検査の日の十日前まで

四

狩猟免許更新申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	徳島県東部農林水産局
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九
	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三
	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部

徳島県告示第三百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

芳崎土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	大西 豊二郎	大西 豊二郎	阿南市那賀川町芳崎一六―二
同	中西 茂	中西 茂	苅屋二二九
同	川田 芳博	川田 芳博	芳崎一七〇―一
同	仁木 光	仁木 光	三二一―二
同	吉川 繁二	吉川 繁二	四七
同	宮崎 光一	宮崎 光一	三五―五
同	芳田 佳司	芳田 佳司	一〇八―一
同	前川 俊輔	前川 俊輔	九〇―一
同	仁木 明広	仁木 明広	二〇―三
監 事	阪東 芳則	阪東 芳則	苅屋二二一
同	芳田 雄二	芳田 雄二	芳崎一六二
同		松家 清子	今津浦免許五一―一

徳島県告示第三百六十三号

国土地理院長から、令和二年徳島県告示第二百二十六号（基本測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した基本測量を令和三年三月二十四日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県告示第三百六十四号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、令和二年徳島県告示第四百八十号（公共測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を令和三年三月十八日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県告示第三百六十五号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、令和二年徳島県告示第五百七十三号（公共測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を令和三年三月二十四日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県告示第三百六十六号

国土交通省四国地方整備局長から、令和三年徳島県告示第六十二号（公共測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を令和三年三月二十四日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県告示第三百六十七号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、令和二年徳島県告示第六百九十三号（公共測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を令和三年三月二十五日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門